

小型家電リサイクルが始まります！

平成25年4月、小型家電のリサイクルを推進するため、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(通称「小型家電リサイクル法」)が施行されました。この法律に基づき、平成25年12月1日より市内に回収ボックスを設置し、ご家庭で不要となった使用済み小型家電8品目を回収します。

小型家電をリサイクルすることは、資源の有効活用だけではなく、市のごみ処理量の削減にもつながります。小型家電の回収へのご協力、よろしくお願いします。

回収対象8品目

- 携帯電話
(PHS・スマートフォン含む)



- デジタルカメラ



- ビデオカメラ



- 電子辞書



- 携帯型音楽プレーヤー
(CD・MD・オーディオプレーヤー)



- 携帯型ゲーム機



- ゲームソフト

※CDタイプ(光学ディスク)のソフトは除く



- ハードディスク



回収方法

<市内5カ所の公共施設>

市役所(2階 証明写真機横)・

市民活動サポートセンター(市民会館4階)・

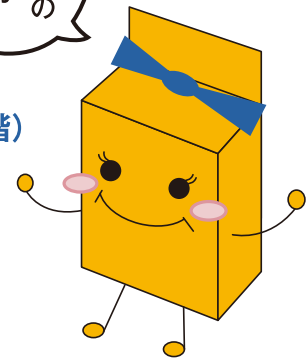
マロニエ(1階 住民窓口付近)・いずみ(1階)・こゆるぎ(1階)

に設置してある回収ボックスにお入れください。

※回収ボックスの投入口の大きさはたて15cm×よこ30cm

※回収ボックスに入れることができない場合は、
月1回の燃せないごみの収集日にごみ集積所にお出しください。

オレンジ色の
ボックスが
目印です！



お願い

- 取り外し可能な充電式電池は抜き取り、小型充電式電池リサイクル協力店(電機店など市内に12店舗*)にお持ちください。
※平成25年11月時点。リサイクル協力店は一般社団法人JBRCのホームページでご確認いただけます。
- 携帯電話のバッテリーは携帯電話ショップでも回収しています。
- 一度投入していただいた製品は返却できません。
- 今後の小型家電リサイクルの動向により、回収対象品目が追加される場合があります。
- 回収ボックスは常に施錠し、職員の目にふれる場所に設置しますが、携帯電話等に入っている個人情報は消去してください。